

# 基準病床数

【療養病床及び一般病床】

| 二次医療圏 | 基準病床数  | 既存病床数  |
|-------|--------|--------|
| 豊能    | 7,456  | 9,062  |
| 三島    | 5,544  | 6,546  |
| 北河内   | 9,390  | 9,667  |
| 中河内   | 5,799  | 5,857  |
| 南河内   | 5,174  | 6,621  |
| 堺市    | 8,039  | 9,344  |
| 泉州    | 8,385  | 8,724  |
| 大阪市   | 17,476 | 32,576 |
| 計     | 67,263 | 88,397 |

【精神病床】

| 医療圏 | 基準病床数  | 既存病床数  |
|-----|--------|--------|
| 大阪府 | 18,318 | 19,025 |

【結核病床】

| 医療圏 | 基準病床数 | 既存病床数 |
|-----|-------|-------|
| 大阪府 | 514   | 577   |

【感染症病床】

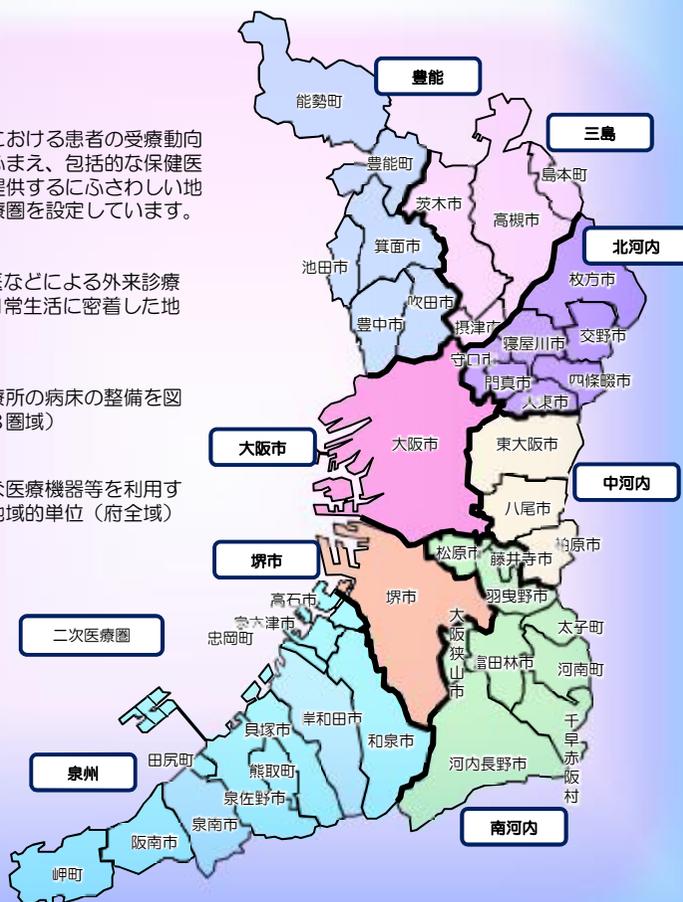
| 医療圏 | 基準病床数 | 既存病床数 |
|-----|-------|-------|
| 大阪府 | 78    | 78    |

既存病床数(H24.10.1)

# 医療圏

大阪府では特性や地域における患者の受療動向や日常生活行動等をふまえ、包括的な保健医療サービスを効率的に提供するにふさわしい地理的広がりを持った医療圏を設定しています。

- 一次医療圏  
診療所のかかりつけ医などによる外来診療機能といった住民の日常生活に密着した地域的単位（市町村）
- 二次医療圏  
主として病院及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位（8圏域）
- 三次医療圏  
先端的な技術や高度な医療機器等を利用する特別な医療を行う地域的単位（府全域）



# 概要版

# 大阪府保健医療計画

（平成25年度から平成29年度）

## 医療計画とは…

この計画は大阪府での医療提供体制の確保を図るための計画です。府民一人ひとりの健康の保持増進から疾病の予防、診断、治療及びリハビリテーションまで切れ目なく、良質な医療サービスを提供し、府民のニーズをみとす必要な保健・医療・福祉の総合的なサービス体制の確立をめざすことを基本理念としています。

## 計画の構成

### 府域版

- 第1章 大阪府保健医療計画について
- 第2章 保健医療提供体制の基本的な状況
- 第3章 大阪府における保健医療体制
- 第4章 保健医療提供体制と保健医療計画の評価および見直し
- 第5章 保健・医療・福祉の総合的な取組
- 第6章 健康危機管理体制の構築

### 圏域版

- 豊能医療圏
- 三島医療圏
- 北河内医療圏
- 中河内医療圏
- 南河内医療圏
- 堺市医療圏
- 泉州医療圏
- 大阪市医療圏

計画全体は大阪府ホームページ  
<http://www.pref.osaka.jp/iryo/keikaku/keikaku2013to2017.html>  
 でご覧いただけます。

# 平成25年4月

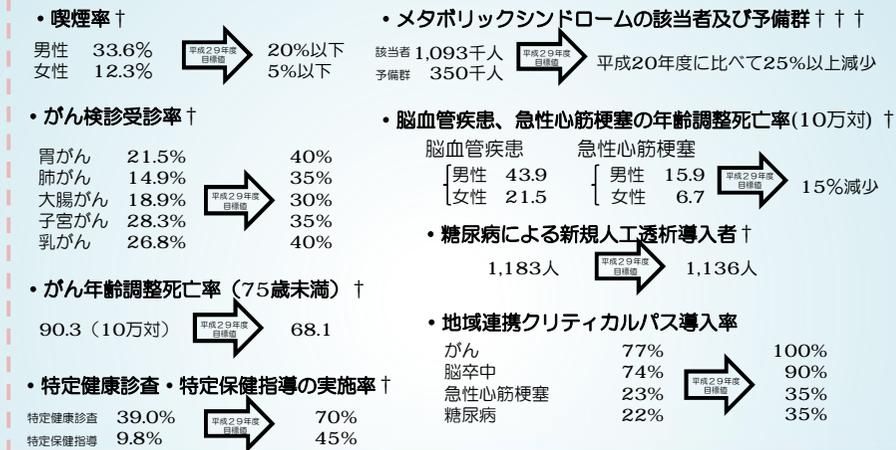
# 5疾病4事業および在宅医療の主な取り組み方向と目標について

保健医療計画では、保健医療提供体制を確保するにあたり、特に、5疾病4事業および在宅医療の分野について、それぞれの医療機能を明示するとともに、取り組み方向および目標を定め、PDCAサイクルを効果的に機能させながら取り組みを進めます。

## がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病

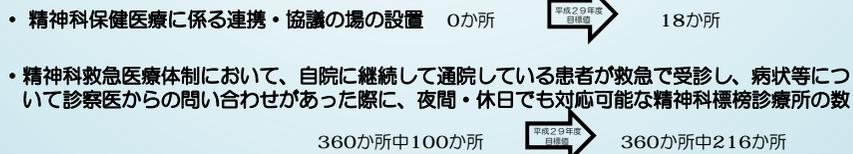
がん予防の推進、がんの早期発見、がん医療の充実に取り組みます。

たばこ対策、栄養・食生活の改善、市町村等が実施する特定健診等への支援並びに特定保健指導の対象とならないハイリスク者に対する指導の推奨を行い、地域連携クリティカルパスなどによる医療連携体制の推進に取り組みます。



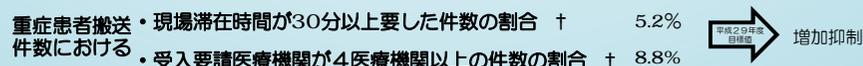
## 精神疾患

人権尊重を基本とした適正な入院医療、かかりつけ医と専門医の連携、地域移行、地域定着支援の推進やアウトリーチ(訪問支援)体制の確立に取り組みます。



## 救急医療

救急医療体制の確保・充実、救急医療のさらなる質的向上に取り組みます。



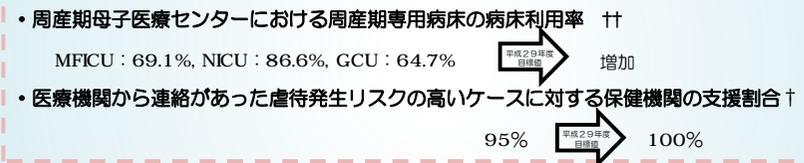
## 災害医療

発災後の時系列に応じた医療提供体制の構築や災害医療コーディネート機能の強化に取り組みます。



## 周産期医療

医療機関の機能分担確立による持続可能な周産期医療体制の整備、児童虐待の予防に取り組みます。



## 小児救急を含む小児医療

小児救急に関する電話相談や小児医療体制の体制整備を図る市町村への支援、重篤な小児患者に対しより適切な医療を提供できる体制の整備、小児慢性特定疾患児及び保護者への支援について取り組みます。



## 在宅医療の推進

在宅医療にかかわる医療従事者の確保や養成、医療と介護の連携をすすめ役割分担と連携による医療提供体制を構築します。

